

公立幼稚園・公立保育園・公立認定こども園の適正配置計画（令和2～6年度）

(令和2年度公表分)

倉敷市教育委員会
倉敷市保健福祉局

1 趣旨

平成27年度から施行されている子ども・子育て支援新制度の趣旨である、「質の高い幼児教育及び保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」の必要性があり、それに加えて、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施による保育需要の変化に対応していきながら、本市の喫緊の課題である待機児童対策を図るため、さらなる公立幼稚園・公立保育園・公立認定こども園の活用が必要とされています。

また、保育者の確保が非常に厳しい状況が続いているなか、公立の施設でも適正規模での運営の必要性がでてきております。

そこで、平成25年度から令和元年度までを計画年度として実施してきた「公立幼稚園・公立保育園の適正配置計画」を踏まえ、公立幼稚園・公立認定こども園の多機能化や公立幼稚園・公立保育園の認定こども園への移行などを実施し、子どもたちにとってよりよい幼児教育及び保育の環境の創出を目指します。

2 計画の考え方

子ども・子育て支援新制度の施行により、「満3歳からの質の高い幼児教育及び保育の総合的な提供」が求められ、計画的に3歳児保育の需要に対応した結果、平成25年度時点では、3歳児の幼稚園・保育園への就園率は72.3%でしたが、令和2年5月1日現在の就園率は90.7%となり、平成25年との比較で18.4ポイント上昇し、3歳児の就園率が飛躍的に向上しました。

一方で、地区によっては待機児童が解消できていない状況や園児数減少に伴い集団規模の確保が厳しい公立幼稚園が引き続き生じている状況にあります。

さらに、保育園入所希望の低年齢化による待機児童対策としての小規模保育事業等の実施により、卒園となる3歳児の受け皿の確保や、幼児教育・保育の無償化に伴う長時間保育を希望する保護者への対応も新たに必要となっております。

そのため、待機児童対策や集団規模の適正化の観点から、各地区における就学前児童数の推移や待機児童の見通し、建物の状況や園庭の面積などを勘案したうえで、「幼稚園・認定こども園の多機能化」や「認定こども園への移行」「教育施設の敷地等の利活用」「幼稚園の統合」などに取り組んでまいります。

さらに、園児数の減少や保護者の就労状況の変化に伴う、今後の公立幼稚園の在り方については、平成22年9月の倉敷市立幼稚園教育研究協議会答申「倉敷市立幼稚園の今後の在り方について」を踏まえて平成29年9月に公表した「公立幼稚園のあり方について」の総論のもと、社会全体のニーズにあった公立幼稚園運営を実施していきます。

また、市立の幼児教育・保育者養成校である倉敷市立短期大学と連携し、今後の公立園の幼児教育・保育の在り方について、引き続き検討を進めています。

(1) 幼児教育における集団規模の確保

公立幼稚園における、4・5歳児合わせた園児が、30人に満たない集団で3年以上継続し、以後3年間の推計でも園児数の大幅な増加が見込めない場合は、地域事情に配慮を行いながら、順次、公立幼稚園の統合を行い、集団規模の確保に努めます。

また、引き続き、近隣に私立幼稚園や民間保育園がある場合は、その私立幼稚園や民間保育園で希望者を受け入れていただくなどで、幼児教育における集団規模の確保を進めていきます。

(2) 待機児童対策及び幼児教育・保育の無償化への対応

(1) に関わらず、就学前の児童の増加が見込まれ、待機児童が発生し、又は発生する恐れがある地域においては、私立幼稚園からの認定こども園への移行状況や地域型保育事業の実施状況、建物や園庭の状況、職員の状況などを勘案したうえで、公立幼稚園における3歳児保育及び預かり保育の拡大を進めるほか、公立幼稚園の認定こども園への移行を実施します。

3 計画の進め方

(1) 幼稚園・認定こども園の多機能化について

3歳児保育と預かり保育を地域の待機児童等の状況に応じて、幼稚園の多機能化を図ります。

- ・3歳児保育については、1園拡大し、33園で実施します。

令和3年度実施
西阿知幼稚園

- ・預かり保育については、1園拡大し、23園で実施します。

令和3年度実施
西阿知幼稚園

今後、待機児童対策に効果的な認定こども園の多機能化に向け、検討を進めます。

(2) 認定こども園への移行について

ア 倉敷地区

敷地の有効活用を図りながら待機児童対策として、幼稚園からの移行や隣接の保育園と幼稚園の統合による認定こども園を開園します。

平成30～令和2年度整備分
庄幼稚園

イ 水島、児島、玉島地区

集団規模の適正化のため、幼稚園と保育園を統合し、認定こども園への移行を実施します。

令和2年度開園	令和2～4年度整備分
第五福田認定こども園	琴浦東幼稚園・田の口保育園

(3) 教育施設の敷地等の利活用について

待機児童対策として教育施設の敷地内で小規模保育事業の実施を検討していきます。

- ・公立中学校敷地において小規模保育事業施設を設置することにより、中学生の情操教育・職場体験等の実施を検討します。

(4) 幼稚園の統合について

公立幼稚園において、集団規模の適正化のため、4・5歳児合わせた園児が、30人に満たない集団で3年以上継続した幼稚園の統合を実施します。

真備地区においては、災害からの復興を最優先としていきますが、幼児期における集団規模の確保のため、行事等を合同で実施するなど交流保育を積極的に実施します。

4 その他

今後の社会情勢の変化による幼児教育・保育の需要増については、引き続き、民間保育園、私立幼稚園、民間・私立認定こども園に、その役割を担っていただくことを基本とします。

また、幼児教育・保育の無償化などによる急激かつ一過的な保育需要増については、地域の実情に応じて公立幼稚園での預かり保育の見直し等を検討していきます。